

経 歴 証 明 書

下記事項は、事実と相違ないことを証明する。

年 月 日

証 明 者

郵便番号

-

住 所(※1)

氏 名(※2)

印

被証 明者	資 格	免 許 証 の 番 号	免 許 の 年 月 日	氏 名	生 年 月 日			
	従 事 期 間		従 事 し た 無 線 局			国 際 通 信 の 経 歴 再 掲		
	年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 日 間	無 線 局 の 種 別	無 線 局 の 名 称	モールス符 号 による 通 信 操 作 の 有・無 の 別	船 舶 が 航 行 し た 航 路 又 は 水 域	年 月 日 間	
経								
歴								
事								
項								
項								
項								
項								
項								
	合 計							

- 注 1 ※1には、法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 ※2には、法人の場合は、名称及び代表者名を記入すること。
 3 従事期間の欄は、次により計算した期間を記入すること。
 (1) 従事した日から起算し、末日は終了しないときでも1日として記入すること。
 (2) 月又は年で定める従事期間は、暦に従って計算し、月又は年の初めから算入しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に相当するする日の前日をもって満了する。
 ただし、最後の月又は年に応当日がないときは、その月の末日をもって満了するものとする。
 (3) 従事期間を計算するには、1月に満たない従事日数は、合算して30日になるときは1月とし、1年に満たない従事日数は、合算して12月になるときは1年とする。
 4 経歴証明書は、無線局の免許人等、法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者又はこれらに準ずる者が作成すること。
 5 従事した無線局の免許人等又は法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者が異なるときは、当該免許人等又は法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者ごとに経歴証明書を作成すること。